

インボイス方式導入に伴い電子データで授受した適格請求書等の取扱い

SKJ総合税理士事務所
りゅう しん いちろう
 税理士 龍真一郎

平成30年(2018年)度の税制改正により、2020年分以後の個人事業主の青色申告では、青色申告特別控除額として55万円(または10万円)が基本となり、①電子帳簿保存法適用申請を行い、電子データで帳簿を保存しているか、もしくは②e-Taxにより電子申告をしているか、いずれかの条件を満たした者のみ65万円の控除が受けられるようになるなど、行政による電子化推進の流れが急速に早まっており、今後個人から法人へ促進税制等の適用範囲が拡大・波及していくことが想定されます。

そんななか大きな話題となっている2023年からのインボイス方式導入に伴い授受した適格請求書等(電子取引データ含む)の保存義務と当該証憑の電子データによる保存の有効性、並びに企業が電子化を推進する電子帳簿保存法の直近の動向等々について、全4回にわたりポイントを絞って解説していきます。

はじめに

2023年(平成35年)10月1日より消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式(以下、通称である「インボイス方式」という)が導入されます。

先行する軽減税率制度については、食料品等を取り扱う事業者、システム開発ベンダー及び消費者等に影響はあるものの、その他の事業者への影響はそれほどではありません。

しかしながら、インボイス方式に関しては、ほとんどの事業者において少なからず影響があります。

そのなかで重要なポイントの一つが適格請求書等の取引事業者相互保存が必要となることです。

今回はインボイス方式導入により取引先から受領した適格請求書等と取引先へ発行した適格請求書等(控え)の電子データで授受したもの(以下、電子取引データという)の保存について、他法令との関係や書面(紙)の保存も絡めながら、解説していきます。

新消費税法上の授受した適格請求書等の書面もしくは電子データの保存義務

(1) 受領した事業者(買い手側)の保存義務

インボイス方式においては、仕入税額控除の要件として適格請求書等を受領した事業者(買い手側)に対し、受領した書面又は書面の交付に代えて提供を受けた電子データ(書面に出力したもので可)を「請求書等」として保存義務を課しています(一部の免除のものを除く)。(新消法30⑦、⑨)

なお、事業者(買い手側)が作成・保存する仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについても、従来から仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等として認められています(現行消法30⑨二、新消法30⑨三、インボイス通達4-6)。

さらに書面と電子データを合わせた仕入明細書等の保存に際しては、書面と電子データの相互関連性を明確にし、取引内容を正確に認識できるのであれば、当該書面と電子データの全体により適格請求書の記載事項を満たすとしていますから、書面に電子データに紐付く情報を記載する等の措置をとる必要があると思われます(Q&A問44、57)。

(2) 発行事業者(売り手側)の保存義務

インボイス方式においては、適格請求書等の発行事業者(売り手側)に対しても、取引先の求めに応じた適格請求書等の書面又は書面の交付に代えた電子データの交付義務と、交付したものの書面又は電子データの控え(書面に出力したもので可)に保存義務を課しています(一部の免除のものを除く)(新消法57の4①、⑤、⑥)。

(3) 現行消費税法との違い(重要)

現行消費税法等においては、仕入税額控除の要件として請求書等の書類を受領した事業者(買い手側)に受領した請求書等の書面の保存義務を課しています(3万円未満のものや請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由がある場合を除く)。

しかしながら、受領した請求書等の電子データについては「請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由があった場合」に該当し、帳簿に課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載していれば、その保存義務はありません(現行消法30、消費税質疑応答事例(インターネットを通じて取引を行っ

1 適格請求書とは、「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であることから、一定の事項が記載された請求書、納品書、領収書等その他これらに準ずる書類をいい、その名称は問いません(新消法30⑨、インボイス通達3-1、Q&A問48)。適格請求書等には、適格請求書、適格簡易請求書(不特定多数の者に販売等を行う事業者に限る)、適格返還請求書がありますが、特に書式は決められていません。

た場合の仕入税額控除の適用について)、現行消基通11-6-3(5))。

また、当該要件はあくまで仕入税額控除のための要件であることから、請求書等の発行事業者(売り手側)には消費税法上の当該請求書等の書面もしくは電子データで発行したものの控えの保存義務はありません。

法人税法上の書類(書面)の保存義務と電子取引データの取扱い

(1) 法人税法上の書類の保存義務

従来から法人税法は事業者に対し、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し(控え)の書面の保存義務を課しています(法法規則59等)。

そのため、インボイス方式導入後も適格請求書等を書面で受領した事業者(買い手側)には受領した適格請求書等の書面も法人税法上保存義務が課せられることとなりますから、当該書類の保存に関する取扱いは、従来と変わりはありません。

一方、請求書等を発行した事業者(売り手側)の書面の請求書等(控え)については、法人税法は「その写しがあるものはその写しを保存すること」としており、これは逆説的には「ないものは保存しなくて良い」ということになり、保存が義務付けられていません。ここに違いがあります。

ただし、新消費税法において適格請求書等(控え)に保存義務を課していることから、適格請求書等(控え)は法人税法上の「写しがあるものはその写しを保存すること」に該当し、法人税法上の保存義務も課せられることになり、結果として発行側の当該書類の保存に関しても従来と変わりはないことになります。

(2) 事業者への影響等

従来から請求書等の控えの大半を保存している事業者であればインボイス方式導入に伴う影響はあまりありませんが、書類の控えを保存していないもしくは保存体制が十分に整っていない事業者については管理・保存体制を十分に整えて保存するなどの措置をとる必要があります。

(3) 法人税法上の電子取引データの取扱い

なお、法人税法では請求書等の国税関係書類を電子データで授受した場合の定めはありません。

そのため、これを補完するため電子帳簿保存法(以下、電帳法という)により当該電子データの保存の義務が定められています。

電帳法上の電子取引データ(控えを含む)の保存義務

(1) 事業者の電子取引データの保存義務

電帳法10条においては、所得税及び法人税に関する保存義務者に対し、電子取引の取引情報(電子取引データ)の授受を行った際に当該電子取引データを「国税関係書類以外の書類」とみなして、取引当事者双方に対し保存義務を課しています(ただし書面に出力して保存も可)(電帳法10、11)。

(2) 新消費税法上のインボイス方式導入に伴う保存すべき適格請求書等の電子取引データとの違い

前述のとおり、現行の消費税法及び新消費税法上では電子取引データの保存義務の適用はありませんが、電帳法は従来から全ての電子取引データについて保存義務があります。

一方、新消費税法は適格請求書等を受領した事業者(買い手側)に書面に代えて交付を受けた電子取引データを請求書等として保存義務を課し、発行した事業者(売り手側)には書面に代えて交付した電子取引データに保存義務を課しています

これはあくまで受領側と発行側の双方において、書面に代えて授受した電子取引データの保存を認めているものに過ぎないことから、書面と電子取引データの両方を授受した場合には、書面で受領したものがあるにも関わらず書面を保存せず、電子取引データのみを保存することを認めているものではありません(これを認めることは法人税法上も問題があります)。

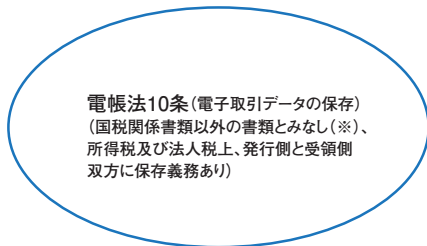
さらに、新消費税法上は「書面の交付に代えて」としており、両方交付した場合には書面が優先することから、あわせて交付した電子取引データは新消費税法上の範疇外のものであると推測されます。

以上のことから電帳法と新消費税法との関係において、適格請求書等を書面と電子取引データの両方で授受した場合は、電帳法は当該授受した電子取引データ全てに保存義務を課しているのに対し、新消費税法は書面の保存があれば、電子取引データの保存は必要としていませんから、ここに微妙な違いがあります。

つまり、書面の授受に加えて適格請求書等の電子取引データの授受を行った際は、電帳法上は書面の有無にかかわらず、従来どおり当該電子取引データを全て保存する必要があります。

具体的に説明すると、書面と電子取引データが完全に同等の適格請求書等であるケースは書面と電子データは同じであること及び電帳法上も電子データを書面に出力しての保存が認められていることから、元々の書面のもののみを保存すれば問題ありませんが、例えば書面に社判等を押印して取引先へ送付した

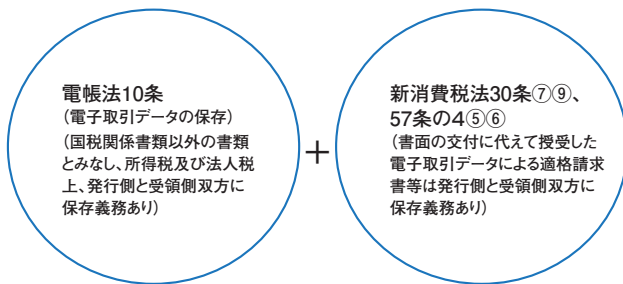
【現行法令上の電子取引データの保存】



※国税関係書類とはあくまで書面であることから、電子データで請求書等の国税関係書類データを授受したものは「国税関係書類以外の書類」とみなされます。



【新法令上の電子取引データの保存】



【新法令に基づく実質的な電子取引データの保存】

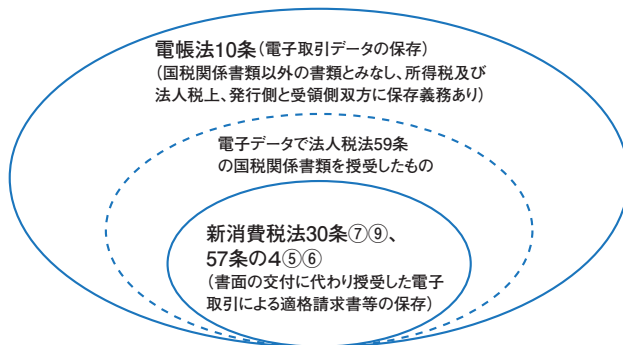


図1 電子取引データ保存の概要

表1 請求書等の保存義務の法令による違い

適用法令	発行事業者の 保存義務の有無		受領事業者の 保存義務の有無	
	書面	電子取引	書面	電子取引
新消費税法	○	○(※1)	○	○(※1)
現消費税法	×	×	○	×
法人税法	△ (写しがあるもの)	×	○	×
電帳法10条 (電子取引)	×	○	×	○

※1 書面の交付に代わり電子取引データで授受したものに限り
※2 法人税法上の×の部分電帳法10条がカバーしている

適格請求書等と請求書作成システムで作成してPDF化したものをWeb上で取引先が受領した適格請求書等の電子データを合わせて受領する場合のように異なる記載・表示の電子取引データを書面と一緒に取引先が受領した場合、取引先が保存すべきものとしては、新消費税法上は書面のみの保存で問題ありませんが、電帳法上は書面と電子取引データ共に保存が必要となります。

そのため、電帳法上の保存義務は従来どおりでインボイス方式導入に伴う影響はなく、企業が保存すべき電子取引データについてはあくまで電帳法に沿った保存が必要になることに留意してください。

(補足説明)

なお、当該電帳法10条は事業者が従来の書面の国税関係書類を発行せず、電子データの授受のみを行った場合(例えば請求書の書面を授受することなく電子データのみを授受した場合等)に、国税関係書類は書面でなければならぬことから、証憑の保存がないこととなるため、これを補完するために設けられたものと思われます。

電子データで授受した適格請求書等の保存期間及び保存場所

(1) 電子データで受領した適格請求書等

取引先から適格請求書等を書面で受領することに代えて、電子データで受領した場合、仕入税額控除の要件として、当該電子データを受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は支店、事業所等に保存しなければなりません(一部の免除のものを除く。新消法30⑦、⑨二、新消令50①)。

(2) 電子データで発行した適格請求書等

取引先の求めに応じた適格請求書を書面で交付することに代えて、電子データで交付したのものについては、当該電子データを交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は支店、事業所等に保存しなければなりません(一部の免除のものを除く。新消法57の4①、⑤、⑥、新消令70の13①)。

(補足説明)

なお、書面の保存も同様です。

電子データで授受した適格請求書等を保存する場合の留意点

(1) データ保存要件の遵守

データ保存するに当たっては各種保存要件を満たして保存する必要があります。

表2 新消費税法と電帳法10条（電子取引）の保存要件比較表

新法…新消費税法、新規…新消費税法施行規則、電法…電帳法、電規…電帳法施行規則

項目	電子データで授受した適格請求書等 (新法30⑦、⑨二、57の4⑥、新規15の5)	電子取引 (電法10条)
保存対象	新法30⑦、⑨二、57の4⑥ 書面の授受に代わり電子データで授受した適格請求書等 (ただし紙に出力しての保存も可)	電法10 取引情報の授受を電子データで行った場合の当該電子データ (ただし紙に出力しての保存も可)
対象の例示	EDI取引データ、ネット取引データ、電子契約サービス、FAXや電子メール 等	
保存場所【保存期間】	納税地又は事務所等【7年】	
訂正削除履歴	電規8①一、二	次のいずれかの措置を行うこと ・タイムスタンプ付与及びデータ保存を行う担当者もしくはその者の直接の管理者を確認できるようにしておくこと。 ・訂正削除防止に関する事務処理規程を整備し備付けしておくこと。
備付書類	電規3①三イ 電規8①	システム概要を記載した書類を備え付けること。
見読可能性	電規3①四 電規8①	PC、プリンターを備え付け、当該ディスプレイの画面及び紙に整然とした形式かつ明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと。
検索機能 (原則一課税期間を通して検索)	電規3①五 電規8①	以下の全てができる必要がある ・取引年月日、その他の日付、取引金額、その他主要な記録項目での検索 ・日付、金額はその範囲を指定した検索 ・二以上の任意の記録項目を組み合わせでの検索

*以上のとおり、「保存対象」に違いがあるのみで、保存要件は同じです。

なお、新消費税法での保存対象である「電子データで授受した適格請求書等」については、電帳法10条の「取引情報の授受を電子データで行った場合の当該電子データ」にも含有されます。

(2) データの項目の充足

当該適格請求書等データについては書面の適格請求書等と同様の記載事項が記録されている必要があります。

電子取引データ保存の総括及び課題

以上のとおり、電子取引で授受した適格請求書等の保存に関しては、その保存対象は電帳法と新消費税法では若干異なる場合があるものの（電帳法上の保存対象範囲が広い）、電帳法10条上の電子取引の保存要件と新消費税法上の電子取引の保存要件は同一であり、当該保存要件を充足して保存することとなります。

つまり、従来からの電帳法10条を理解し、遵守していれば、新消費税法への対応もさして支障はありません。

しかしながら、JIIMAにおいても直近で「電子取引 取引情報保存ガイドライン」を発行し、企業の電子取引に対する理解を深めるための啓発活動を行っていますが、未だ認識が薄いとといった状況です。

また、書類（紙）を電子化して保存するスキャナ保存の要件に比し、電子取引の保存要件は緩く、保存しているデータの真实性を確保するためには、法令のみならず内部統制上の観点から社内規程等をより厳しく整備することも必要かもしれません。

これを機に電子取引に関する前述のガイドライン及び法令を今一度見直しすることをお勧めします。

【参考法令等】※なお、新消費税法等については書面の都合上割愛しています。

現行消費税法30条（抜粋）

（仕入れに係る消費税額の控除）

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る

課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

- 一 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日
- 二 国内において特定課税仕入れを行った場合 当該特定課税仕入れを行った日
- 三 保税地域から引き取る課税貨物につき第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合を除く。）又は同条第二項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物（第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取った日
- 四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。） 当該特例

申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日

- 7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。
- 9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。
- 一 事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの
 - イ 書類の作成者の氏名又は名称
 - ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
 - ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
 - ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）
 - ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
 - 二 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）
 - イ 書類の作成者の氏名又は名称
 - ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 - ハ 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
 - ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
 - ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
- 10 第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

消費税質疑応答事例「インターネットを通じて取引を行った場合の仕入税額控除の適用について」

問：当社は小売業を営む法人ですが、商品の発注は全てインターネットを通じて行っていることから、取引先から請求書等の書類の交付が受けられず、取引の請求内容等については電子データによる保存があるのみです。

このような場合、請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由があったとして、仕入税額控除の適用を受けることはできるでしょうか。

回答：課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として課税仕入れ等の事実の帳簿への記載、保存及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の保存をしなければならないこととされています（法30⑦）。

この場合の請求書等とは、事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で、①書類の作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容、④課税資産の譲渡等の対価の額及び⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称（以下「法定事項」といいます。）が記載されているものとされています（法30⑨一）。

また、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿に消費税法第30条第8項の記載事項に加えて当該やむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができる旨が定められています（令49①二）。

照会のようにインターネットを通じて取引を行った場合には、請求書等に記載されるべき法定事項が通信回線を介してコンピュータ間で電子データとして交換されるため、請求書等そのものが作成・交付されないこととなり、当該電子データ以外の保存が行えない状況となりますが、これは、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合に該当するものと考えられます（基通11-6-3（5））。

したがって、帳簿に記載すべき事項に加えて、インターネットを通じた取引による課税仕入れであること及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存する場合には、仕入税額控除の適用を受けることができます。

（参考法令：消費税法第30条第7項～第9項、消費税法施行令第49条第1項第2号、消費税法基本通達11-6-3）

法人税法施行規則59条（抜粋）

（帳簿書類の整理保存）

青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から七年間、これを納税地（第三号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地）に保存しなければならない。

- 三 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

電子帳簿保存法10条

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

電子帳簿保存法11条（抜粋）

（他の国税に関する法律の規定の適用）

- 2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類とみなす。

インボイス方式導入に伴う適格請求書等の書類（紙）の電子化推奨

SKJ総合税理士事務所
りゅう しん いちろう
税理士 龍 真一郎

インボイス方式導入に伴う書類の電子化保存の検討

(1) 書類管理強化の必要性

従来から国税関係書類は電子帳簿保存法（以下、電帳法という）に定められたスキャナ申請をすることにより、書面（紙）保存に代えて電子データでの保存は可能ですが、申請に当たっては、そもそもどうすれば良いか解らない、保存要件が分かりづらい、要件が厳しそう、書類は何処かに誰かが取ってあるはずだから大丈夫だろう等々の理由により、なかなか電子化保存に踏み切れていない事業者が多いのが現状です。

しかしながら、インボイス方式導入により、国税関係書類の一つである適格請求書等の保存が、消費税の仕入税額控除を受けるための受領事業者（買い手）のみならず、発行事業者（売り手）にとっても必要となることからその影響は大きいと思われる。

そのため、しっかりとした保存管理体制により、保存が的確になされるような措置を行うことが肝要です。

イ 発行事業者（売り手）の対応

2023年からのインボイス方式の導入により、発行事業者（売り手）の発行した適格請求書等の写し（控え）の保存が義務化されることで、現状において、例えば営業担当者各自に保存を任せている事業者やそもそも保存していない事業者などは、今後は的確に作成・保存管理する必要があります。

また、適格請求書等には記載しなければならない必須記載事項が定められていることから、書類毎に記載事項要件を満たしたものを作成・送付しているかどうかを厳格にチェックしなければ取引先に迷惑がかかることになります（記載事項要件を充足していないものについては取引先において仕入税額控除が受けられないことから記載事項要件を充足したものの再発行が求められる可能性があります）。

ロ 受領事業者（買い手）の対応

受領事業者（買い手）が仕入税額控除を行うためには受領した適格請求書等の保存は元より、個々の適格請求書等は記載事項要件を満たしたものである必要がありますから（経過措置あり）、記載内容を厳密にチェックすることが必要となります（記載に不備があるものについて仕入税額控除を受けようとするの

であれば、発行先へ記載事項要件を充足した適格請求書等の再発行を求めなければなりません）。

また、従来3万円未満のものは請求書等の保存がなくても、帳簿への記載があれば無条件に仕入税額控除が可能でしたが、インボイス方式導入後は3万円未満のものであっても保存しなければなりません（一部の免除されているものを除く）。

ハ まとめ

適格請求書等の発行側、受領側ともに①適格請求書等（写しを含む）の保存及び②当該保存されるものは必須記載事項が記載されたものを保存しなければならないことから、書類を整理して保存することや個々の書類の記載事項の確認をより厳格に実施しなければなりません。

(2) 書類の管理強化のための電子化保存の有効性

そこで適格請求書等を整理して保存するとともにその記載内容を的確に確認するための有効な手段の一つが、当該書類について電帳法申請を行い電子化して保存するというものです。

電子データでの保存は書面での保存に比し一旦保存してしまえばその管理は非常に楽ですし、一元管理も可能です。またその記載事項に不備がある書類のチェックにおいても、特定の取引業者との全取引に関する書類データの検索・抽出やその後の横展開においても、より迅速な対応が可能となります。

書類（紙）の電子化保存

(1) 電子化保存のための関係法令（法・消共通）

前回、電子取引で授受した適格請求書等の保存に関しては今後、電帳法10条と新消費税法といった別の法令によりその保存義務が課せられているものの、それぞれの法令上保存の義務があること及び保存のための要件は同一であることから、従来からある電帳法10条の保存要件を充足して保存すれば問題ないことは解説しました。

一方、書面で授受した適格請求書等は、新消費税法（現行消費税法においても書類の保存が義務付けられているものを含む）並びに法人税法において保存が義務付けられている国税関係書類であるということは共通であり、電子化して保存するため

には、電帳法上の申請が必要になります。

(2) 申請による電子化保存

書面の適格請求書等を電子化して保存するためには、発行事業者は電帳法4②の書類申請又は電帳法4③のスキヤナ申請を行い、受領事業者は電帳法4③のスキヤナ申請を行って保存することとなりますがその効果と保存要件については以下のとおりとなります。

イ 書類申請による保存

発行事業者については、電帳法上の書類申請を行えば、適格請求書等(控え)を書面に出力して保存することなく電子データで保存することが可能です。

書類申請は、スキヤナ申請に比して、訂正削除要件及び帳簿との相互関連性要件が不要で、かつ検索要件における検索項目は日付情報のみで構わないなど、ハードルがかなり低く、適格請求書等(控え)の保存には非常に有効な手段であると思われれます(保存要件は表1を参照)。

ロ スキヤナ申請による保存

受領事業者については、電帳法上のスキヤナ申請を行えば、適格請求書等を書面から電子データ化して保存することが可能です。

また、発行事業者についても、電帳法上のスキヤナ申請を行えば、自己が作成し、書面で保存している適格請求書等(控え)を電子データで保存することが可能です。

ただし、スキヤナ申請は書類申請に比して、さまざまなシステム及び運用要件を整える必要があります(保存要件は表1・表2を参照)。

(3) 適格請求書等の具体例(補足説明1)

適格請求書等として新消費税法上保存しなければならない書類とは、必須事項の記載がある請求書、納品書その他これらに類する書類とされ、その必須事項の記載があればその書類の名称は問われません。また必須事項の記載については単体の書類で充足する場合であっても複数の書類にまたがって必須事項が記載されている場合であっても、それらの書類を保存することにより要件を満していることとなります(新消法57の4①、インボイス通達3-1)。

つまり、適格請求書等として領収書、請求書(明細あり)あたりを保存しておくことで新消費税法上の保存要件は満たされます(ただし、法人税法上の保存すべき書類の範囲はもっと広いことはご注意ください)(書類の具体例は表3を参照)。

表1 電帳法上の書類とスキヤナ保存要件比較表

電法…電帳法、電規…電帳法施行規則、法法規…法人税法施行規則

項目	書類		スキヤナ	
保存対象書類	電法4②	一貫してPC等から入力することにより作成した適格請求書等を含む国税関係書類	電法4③	適格請求書等を含む国税関係書類のうち、相手方から受け取った取引書類及び自己が作成した取引書類の写し
対象の例示	法法規59①	適格請求書を含む取引関係書類として相手方に紙で交付した請求書控え等	法法規59①	<ul style="list-style-type: none"> 相手方から受領した適格請求書を含む領収書、請求書、納品書、発注請求書、契約書、見積書、工事完了届等 相手方に紙で交付した請求書控、発注書控、見積書控等
保存場所&期間	納税地又は事務所等【7年～10年】			
申請書の提出期限	電法6①、②	保存に代える日の3ヶ月前まで		
変更届の提出期限	電法7②	変更しようとする前日まで		
訂正削除履歴	訂正削除履歴不要		電規3⑤二	訂正・削除の事実及び内容を確認することができること
相互関連性	相互関連性不要		電規3⑤五	電子データの記録事項と関連する適格請求書等を含む国税関係帳簿との間において相互にその関連性を確認できること
備付書類	電規3①三	システム関係書類及び事務手続きを明らかにした各種書類を備え付ける		
見読可能性	電規3①四	PC、プリンターを備え付け、当該ディスプレイの画面及び紙に整然とした形式かつ明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		
検索機能(原則一課税期間を通して検索)	電規3②	以下の全てができる必要がある <ul style="list-style-type: none"> 取引年月日、その他の日付での検索 日付はその範囲を指定した検索 	電規3⑤七 電規8	以下の全てができる必要がある <ul style="list-style-type: none"> 取引年月日、その他の日付、取引金額、その他主要な記録項目での検索 日付、金額はその範囲を指定した検索 二以上の任意の記録項目を組み合わせた検索

(4) 適格請求書等の必須記載事項（補足説明2）

適格請求書等には、次の表のとりの記載が求められています（表4を参照）。

インボイス方式導入に伴う会計システム等（帳簿）への影響について

(1) 帳簿の記載事項

インボイス方式導入下において適格請求書等の受領事業者（買い手）が仕入税額控除を行うための要件としては、当該書類の保存に加え、一定の事項を記載した帳簿の保存が必要となります（新消法30⑦）。

帳簿の記載事項には、帳簿と書類の保存をもって仕入税額控除が認められる場合の記載事項と、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の2つに区分されます（表5を参照）。

(2) 会計仕訳

軽減税率対象のものについては適用税率が異なり、かつ帳簿に軽減税率適用のものである旨の記載が必要であることから、軽減税率対象のものがある場合の仕訳については、軽減税率対象のものとは軽減税率対象以外のものと分けて仕訳を作成することとなります。

(3) 総括

インボイス方式導入後は新たな帳簿の記載事項として「軽減税率適用のものである旨」の記載が必要となりますが、全体としては経費等で軽減税率対象のものがある場合の適用税率の選択とその旨の記載が必要な程度で従来からの帳簿記載事項とさして変わりはありません。

表2 電子帳簿保存法要件一覧表（スキャナ保存独自の要件）

電規…電帳法施行規則 一般書類関係…赤字表示

書類区分	国税庁告示四	<ul style="list-style-type: none"> 重要書類 帳簿代用書類、契約書、契約申込書（定型約款ありのものを除く）、預貯金の預入・引出、口座開設・解約、為替取引に際して作成された書類（口座振替依頼書は除く）、領収書、請求書及びその他これらに準ずる書類 手形・小切手、納品書、外国法人における恒久的施設と本店等の内部取引に係る上記書類 自己の作成した上記請求書までの書類の写し 一般書類 上記以外の書類 契約申込書（定型約款ありのもの）、口座振替依頼書、検収書、受領書、注文書（注文請書により注文が確定する場合に限る。写し含む）、見積書（写し含む）、納品書写し及びその他これらに準ずる書類
入力方式	電規3⑤一、二口 電規3⑥	次の何れかの方法により入力すること <ul style="list-style-type: none"> 作成・受領後、速やか（7日以内：7日ルール） 業務サイクル後速やかに（37日以内：37日ルール） ただし、作成・受領する者がスキャナで読み取る際は、書類に署名した上で特に速やか（3日以内：3日ルール）（なお、3日ルールは7日、37日と併用可） 適時入力（一般書類に限る）
装置等	電規3④ 電規3⑤一、八、六 電規3⑥	<ul style="list-style-type: none"> スキャナを使用（スキャナとは原稿をデジタル画像に変換する入力装置を指し、スマートフォン等を含む） 解像度が200dpi以上 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上（24ビットカラー） スキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報（作成又は受領した者がスキャナで読み取る場合で、A4以下のものは大きさ情報不要）を保存 カラー対応した35センチ以上ディスプレイ及びプリンターに整然かつ明瞭に拡大・縮小し、4ポイントの文字が認識できた上で速やかに出力できること （ただし、一般書類に限り、白黒（グレースケール）画像で保存し、白黒で表示・出力可、かつ大きさ情報不要）
タイムスタンプ	電規3⑤二口	<ul style="list-style-type: none"> 一の入力単位ごとに（財）日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこと（ただし複数証憑を台紙に貼ってスキャンすることは可） 保存期間を通じて記録事項が変更されていないことが確認できること 課税期間中の任意の期間を指定して一括検証できること
入力者情報	電規3⑤三	記録事項の入力を行う者、又はその者を直接監督する者の情報を確認することができること（当該情報はデータもしくは紙での保管も可） （※入力を行う者とは、スキャン画像が紙の記載事項や色調と同等であることなどを確認した者をいう）
適正事務処理要件	電規3⑤四	当該国税関係書類の作成又は受領から当該国税関係書類の記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき各事務を処理すること（一般書類は除く） <ul style="list-style-type: none"> 相互に関連する当該各事務（作成又は受領する者がスキャナで読み取る場合は当該作成又は受領する事務を除き、記録事項の確認を行う事務（画像のみを全件確認し、必要に応じて原本との確認を行うこと）を含む）について、それぞれ別の者が行う体制（ただし小規模事業者において、税務代理人が定期検査を実施している場合は不要） 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制
原本の廃棄		<ul style="list-style-type: none"> 重要書類：定期検査後、破棄可能 一般書類：書類の入力後、破棄可能

表3 インボイス方式導入に伴い新消費税法上保存義務が生じる書類（例）

書類区分	国税関係書類（控えを含む）	
	(※注1)	適格請求書等（控えを含む）
重要書類	契約書	
	領収書	○
	預り証	
	借用証書	
	預金通帳	
	小切手	
	約束手形	
	有価証券受渡計算書	
	社債申込書	
	契約の申込書（定型的約款なしのもの）	
	請求書	○
	納品書	△（※注2）
	送り状	
輸出証明書		
一般書類	検収書	
	入庫報告書	
	貨物受領証	
	見積書	△（※注2）
	注文書	△（※注2）
	契約の申込書（定型的約款ありのもの）	

※注1 参考：電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】問2「国税関係帳簿書類のスキャナ保存の区分」より。

※注2 適格請求書には必須事項の記載が求められていますが、一つの書類に必須事項を全て記載するのではなく、複数の書類であってもこれらの書類について相互に関連性が明確であり、必須事項を適正に確認できるのであれば、複数の書類全体として（複数の書類にまたがって）必須事項の記載があることで要件を満たします。

そのため、例えば請求書と納品書、請求書と見積書、もしくは請求書と注文書において必須事項の相互補完関係があるのであれば、これら複数の書類の相互関連性を担保した上での保存をもって要件を満たすこととなります（インボイス通達3-1）。

※注3 適格請求書等の保存に代わり、当該書類の保存をもって仕入税額控除が可能なもの。

書類区分	国税関係書類	
		適格請求書等以外のもの（※注3）
重要書類	仕入明細書もしくは仕入計算書等（仕入先が作成し、購入先から確認を受けたもの等）	○

表4 適格請求書等の必須記載事項

No.	軽減税率等複数適用税率なしの場合	軽減税率等複数適用税率ありの場合	適格簡易請求書等の軽減税率等複数適用税率ありの場合
①	発行事業者の氏名又は名称	発行事業者の氏名又は名称	発行事業者の氏名又は名称
②	発行事業者の登録番号	発行事業者の登録番号	発行事業者の登録番号
③	取引年月日	取引年月日	取引年月日
④	取引内容	取引内容	取引内容
⑤	—	軽減税率対象の取引内容	軽減税率対象の取引内容
⑥	—	軽減税率対象である旨の表示	軽減税率対象である旨の表示
⑦	税抜合計価額又は税込合計価額	税率ごとに区分した税抜合計価額又は税込合計価額（複数）	税率ごとに区分した税抜合計価額又は税込合計価額（複数）
⑧	適用税率	税率ごとに区分した適用税率（複数）	税率ごとに区分した適用税率（複数）
⑨	消費税額等	税率ごとに区分した消費税額等（複数）	税率ごとに区分した消費税額等（複数）
⑩	受領事業者の氏名又は名称	受領事業者の氏名又は名称	—

※なお、電子取引データにおいても必須記載事項は同様です。

表5 帳簿の必須記載事項

No.	帳簿と書類の保存がある場合の帳簿記載事項	帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿記載事項（請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引に係るもの）
①	発行事業者の氏名又は名称（取引先コード等の番号でも可）	発行事業者の氏名又は名称（取引先コード等の番号でも可）
②	取引年月日	取引年月日
③	取引内容（商品コード等でも可。軽減税率対象商品等である場合はその旨の記載（インボイス通達4-5）。）	取引内容（商品コード等でも可。軽減税率対象商品等である場合はその旨の記載（インボイス通達4-5）。）
④	支払対価の額	支払対価の額
⑤	—	帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるものであることがわかる記載（新消令49①） ex:「公共交通機関使用」「入場券」「自販機」「切手」「社内規定に基づく旅費支給額」
⑥	—	課税仕入れの相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定する者に係るものを除く（インボイス通達4-5））（新消令49①）

※なお従前から、消費税の帳簿として、課税、非課税、不課税、免税の区分の記載は必要です。

【参考法令等】※なお、新消費税法等については書面の都合上割愛しています。

現行消費税法30条(抜粋)

(仕入れに係る消費税額の控除)

- 8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。
- 一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
 - イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 - ロ 課税仕入れを行った年月日
 - ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
 - ニ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
 - 二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
 - イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 - ロ 特定課税仕入れを行った年月日
 - ハ 特定課税仕入れの内容
 - ニ 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額
 - ホ 特定課税仕入れに係るものである旨
 - 三 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
 - イ 課税貨物を保税地域から引き取った年月日(課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取った年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)
 - ロ 課税貨物の内容

- ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第三号において同じ。)又はその合計額

現行消費税法基本通達11-6-1

(仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の記載事項の特例)

法第30条第7項《仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存》に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等に関して同条第8項第1号《仕入税額控除に係る帳簿》及び同条第9項第1号《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する記載事項については、次により取り扱って差し支えない。(平9課消2-5、平27課消1-17により改正)

- (1) 法第30条第8項第1号及び第2号《仕入税額控除に係る帳簿》に規定する記載事項
 - イ 同項各号イに規定する課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引先コード等の記号、番号等による表示
 - ロ 同項各号ハに規定する課税仕入れに係る資産又は役務の内容 当該仕入れが課税仕入れかどうかの判別が明らかである場合の商品コード等による表示
- (注) 帳簿とは、第1号イからニ及び第2号イからホに規定する記載事項を記録したものであればよいのであるから、商業帳簿のほか、所得税又は法人税の申告の基礎となる帳簿でも差し支えない。







お好きな写真と文字による
世界に一つの贈り物専門店

sense121 (センスイチニイチ) とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入りラベル」をあしらったお酒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

APIX

株式会社 アピックス

■ 本社
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail info@apix.co.jp

■ 東京支店
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 新富町豊和ビル
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404

第3回 電子決済による波及効果

SKJ総合税理士事務所
りゅう しん いちろう
税理士 龍真一郎

平成31年(2019年)10月1日から、消費税率が現行の8%から10%に引き上げられるとともに軽減税率制度が導入されますが、同時にクレジットカード決済や電子マネー決済等のキャッシュレス決済による中小小売事業者等のポイント還元制度が検討されています(一定の期間のみ)。

この例にもれず、キャッシュレス化の波を事業者の観点で考察した場合、従来現金決済が主流であった小口の経費等の支出(特に従業員立替経費)についても、今後は電子決済への移行・拡大が進むことが推測されます。

今回は電子決済のその決済手段としての機能部分ではなく、当該取引に関する領収書等の各種証憑を電子データによって授受する機能や取引情報データ自体を電子データ連携する機能(仕組み)に焦点を当て、電子決済が普及し、あわせて付随する情報の授受が広範囲に可能となった際のその波及効果について解説していきたいと思います。従来の証憑の書面での受領や受領後の取引情報の手入力に比し、いかに効率的な経費処理が可能となるか、具体的に説明します。

事業者における経費処理の現状

事業者の支出に関する決済手段としては、金額が大きい原価や経費では振込やインターネットバンキング等が主流の反面、少額の経費等については少し事情が異なります。

その主たるものである従業員立替経費については、個々の取引金額は少額ながらも内容はさまざまかつ取扱量も多く、さらに決済手段は現金、振込、クレジットカード(コーポレートカード、個人所有カード)、電子マネー、スマホ等と多岐にわたります。

当該立替精算による経費処理とは、各従業員が一旦立て替えた経費について毎月1回以上精算を行い、当該精算金額を雇用事業者から振り込んでもらうといったものですが、その過程において領収書等を基に経費を経費精算システムへ入力するとともに、当該書面の領収書等を台紙に貼るなどして整理して事業者へ提出するというのが一般的な業務処理の流れです。

つまり、経費処理の際には、領収書等の証憑の保存と当該証憑に基づいた経費等の取引情報の入力・保存が必要ですが、これは今後電子化が進んだとしても避けられません。

証憑の電子化及び取引情報の連携による経費処理の効率化

従業員の経費精算業務の効率化を図る手段として、経費入力・承認・決裁に関しては、従来の書面決裁から電子ワークフロー決裁へ移行している企業は数多く見受けられますが、これに加えて、(1)領収書等の証憑の電子保存及び(2)取引情報のデータ連携による経費入力の簡略化については、あまり進んでいないのが現状です。

今後の電子決済の普及により、当該決済に伴う領収書等の証憑の電子データによる授受や取引情報データについても連携・取込が可能となれば、事業者にとってより効率的かつ正確な経費処理が可能となります。

そのためにはまず標準化され、かつ信頼性が担保された電子証憑や利用履歴情報等のデータを連携する仕組み(発行事業者等、電子決済者個人及び受領事業者の三者間データ連携)の構築が不可欠と言えるでしょう。

(1) 領収書等の証憑の電子保存

領収書等の証憑の電子化保存の方法としては、①電子領収書データ¹(補足説明1)を受領し保存する方法(電子帳簿保存法(以下、電帳法という)に基づく申請が不要)と、②書面で受領した領収書をスキャンして電子データ化して保存する方法(電帳法に基づくスキャナ保存申請が必要)があります。

まずは①の電子決済に伴い発行される書面に代わるデータの授受ですが、電子請求書データによる授受がグループ法人間や主要な取引先を主として既に導入している事業者が見受けられるのに対し、電子領収書データの授受については、発行事業者の業種業態が多様多岐にわたり、受入事業者の受入については発行事業者の電子領収書データの発行機能の実装の有無に依存せざるを得ないことから、未だ書面による授受が大半であり、取引データの自動連携も一部のものに留まっています。

しかしながら、例えば航空会社の航空券購入に伴う電子領収書(PDFファイル)の発行なども一部で行われていますから、受領事業者側が当該データを受け入れ、保存することはそれほ

1 電子領収書データとは、電子取引データであることから「新消費税法等で定められている記載事項が記録されているPDFファイル等の電子領収書(レシート)もしくはCSVファイル等の領収書データ等」を指します。

ど難しいことではないと思われます(補足説明2)。

一方発行事業者側においては、領収書等の発行を書面から電子データに代える場合、電子領収書データの発行と当該電子領収書データ(控)の保存を行うことが必要となりますが、データ作成・連携等の技術的な問題もさることながら、その導入によるコストメリットがあまり感じられないといった課題があります。

また、電子決済に馴染まない発行事業者、例えばインターネット環境がない店舗(スタンドアローンのレジしかない、またレジすらない店舗等々)はどうしても一定程度は存在し、結果として書面の領収書(特に手書きの領収書)が残り続けることとなり、その比率・割合は逆転するとしても電子領収書データと書面の領収書が併存する状況は当面変わりません。

それを補完・代替するものとして、事業者における証憑の完全電子化を実現するものが②の書面の電帳法に基づくスキャナ保存です。

スキャナ保存は電子決済に直接的に関係がありませんから、詳しい説明は割愛しますが、直近のスキャナ保存申請件数の推移では、一昨年から飛躍的に増加しており、システム開発ベンダーの電帳法への的確な対応と事業者の理解度向上により、よ

うやくスキャナ保存の要件緩和措置が実を結んできている状況です。

なお、前号において各種証憑等を保存する理由として、法人税法上の取引関係書類の保存義務と消費税法上の仕入税額控除を適用するためであり、現行消費税法上は3万円未満のものはその保存がなくても、帳簿への的確な記載があれば控除可能でしたが、平成35年(2023年)10月1日からのインボイス方式導入後は3万円未満のものであっても保存しなければならないことは解説しました(一部の免除されているものを除く)。

そのため、書面の領収書もしくはそれに代わる電子領収書データを受領しないという選択肢については、今後は採用できないこととなります(補足説明3)。

(補足説明1)

領収書をデータで受領するメリットとしては、受領する証憑とは必ずしも馴染みの「領収書」として様式の体を成しているものでなくても良く、当該領収書に記載されている事項の羅列データでも構わないということです。例えばクラウド上のサーバに保存された電子領収書データをサマリー等の編集を行うことなく(データを合理的に格納するための編集は可)、会計システムの帳簿データとして取り込むような場合、当該帳簿データを電子取引データとして保存する方法でも構いませんし、当該帳簿が電帳法4条1項の帳簿承認を受けているのであれば、これをもって電帳法10条の保存義務も満たすことになります。

なお、これは前号でも説明したとおり、法人税法及び電帳法上においても支払いの事実がわかる取引情報の保存があることとなりますから問題ありませ

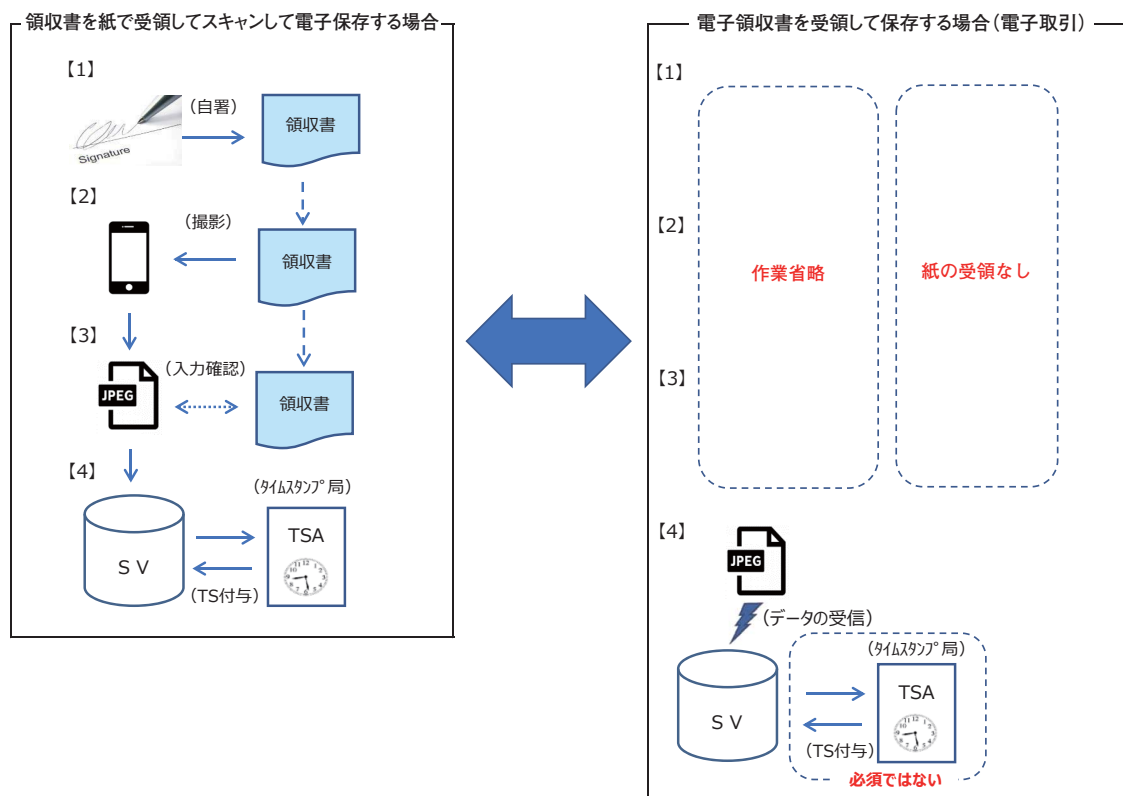


図1 領収書を受領・保存する際のスキャナ保存と電子取引の対比

ん。(電帳法10条、新消費税法57の4条①⑤、インボイス方式Q&A問20)

(補足説明2)

当該電子領収書データの授受については電子取引に該当します。そのため、当該データを保存する際は電帳法第10条等の要件を充足した上で取引当事者双方が保存する必要があります。なお、電子領収書は電子データであることから印紙税は賦課されませんが、当該電子データを書面に出力する場合には、書面で受領した本来5万円以上の印紙が必要な領収書と峻別する意味で「電子取引により発行した電子領収書」や「電子取引により発行した電子領収書の写し」等を印刷できるようにして、税務当局から要らぬ誤解を招かないようにする必要があります。

(補足説明3)

今後、発行事業者は書面の領収書又は電子領収書データのいずれかを選択して(もしくは共に)発行することになりますが、現状コンビニ、スーパー、百貨店等の店舗においては、受領者との関係上、電子領収書を授受する仕組みが未成熟なこと、発行する際の相手先への確認作業や発行自体の時間に加え、従来の商慣習、無用なトラブル防止、事業者以外の一般消費者への対応等々の理由により、現金決済のみならず電子決済したものについても受領者の意思に関わらず書面のレシート等を発行しています。

そのため、電子決済が普及したとしても書面レシートに代わり電子レシートが一般的なものとして社会全般に広く浸透するまでには、まだしばらく時間がかかるかもしれません。

(2) 取引情報のデータ連携による経費入力 simplification

取引情報の授受による経費入力の簡略化とは、事業者にとつて電子決済普及による最大のメリットであると思われます。仮に領収書等の発行事業者や電子決済受託事業者が電子決済の際の取引年月日、取引内容、取引金額等の取引情報について電子決済者を介して、もしくは直接的に受領事業者へ取引情報を送り、受領事業者が経費に係る取引情報として取り込むことが容易に可能になれば、従業員の経費精算に係る入力作業が簡略化され、従業員の精算事務量を大幅に削減することになります。

なお、当該経費情報の自動データ連携については、内部統制効果があり、コーポレートガバナンスの一翼を担っているとも言えます。

従来の経費処理においては、従業員が不正を行う余地があり、例えば経費入力の際の内容の改ざんや白紙の領収書を受領し、これを不正利用して架空の経費を精算しようとする場合など、領収書を一見しただけではわかりづらいものですが、電子決済受託事業者から信頼性が担保された正確な取引情報が自動連携され、当該情報に関して訂正不可の措置がとられるのであれば、少なくとも支出の事実及び内容は明らかですから、恣意的な処理はできません。

電子決済に派生した電子データ授受の可能性

クレジットカード・デビットカード決済に加え、急速に拡大している電子マネー決済、今後最も拡大・拡張が見込まれるスマホ決済による電子データの授受(電子取引)の実現可能性について解説します。

(1) クレジットカード決済

既に一部の経費精算システムにおいてはクレジット会社と提携し、コーポレートカードを使用した際の取引情報を随時自動データ連携し、精算者は経費入力の際に一部を補完入力するのみで済ませることができているものがあります。

また、個人カードについては、仮に当該カードに電子領収書または利用明細(お客様控え)をデータで取り込み一旦保存し、事業者においてデータ読取装置等により当該カードからデータを読み取ることが可能となれば、当該データの授受は電子取引に該当しますから、コーポレートカードと同様の効果が見込まれます(補足説明4)。

(補足説明4)

書面の領収書や利用明細(お客様控え)に代えて当該電子データを授受し、保存することに関しては、税法上問題はありますが、別途各業界において遵守すべき法令や商慣習上の弊害等も含め、その是非については検証・確認する必要があると思われます。

(2) その他の電子決済

デビットカード決済、電子マネー決済、スマホ決済に係る取引情報の電子データによる授受については、一部を除きデータ連携は進んでいないため、やはり利用可能店舗の拡大状況及び取引情報データの円滑かつ適正な授受の仕組みの構築の動向を今後も注視していくことになるとと思われます。

しかしながら電子マネーについては、Suicaを例に挙げると、カードに格納された履歴情報の過去20件については読取装置により取引情報を読み取ることは可能ですが、いかんせん件数が少ないため(駅の券売機では100件の履歴情報は印字出力可能なため、履歴データ自体の保存はあると思われます)、読み取りを忘れるとデータは消えてしまいます。

当該カードの汎用性を考えた場合、更なるカードへの大量データの保存が可能となれば、読取装置による読取頻度の軽減や読取忘れの防止につながるものと思います。

また、スマホはデータ連携媒介装置として、発行事業者が特に大規模なシステム構築なしに受領事業者へ電子領収書データ等とデータ連携可能であることから、今後最も注目されるものです。

留意すべき事項

以上のとおり電子決済は非常に便利かつ取引情報の有効活用によりその導入効果は絶大なながらも、授受される情報のセキュリティ確保は無論のこと、容易に決済可能であることから起因する過度な消費や不正使用のチェックは必要であり、そのため

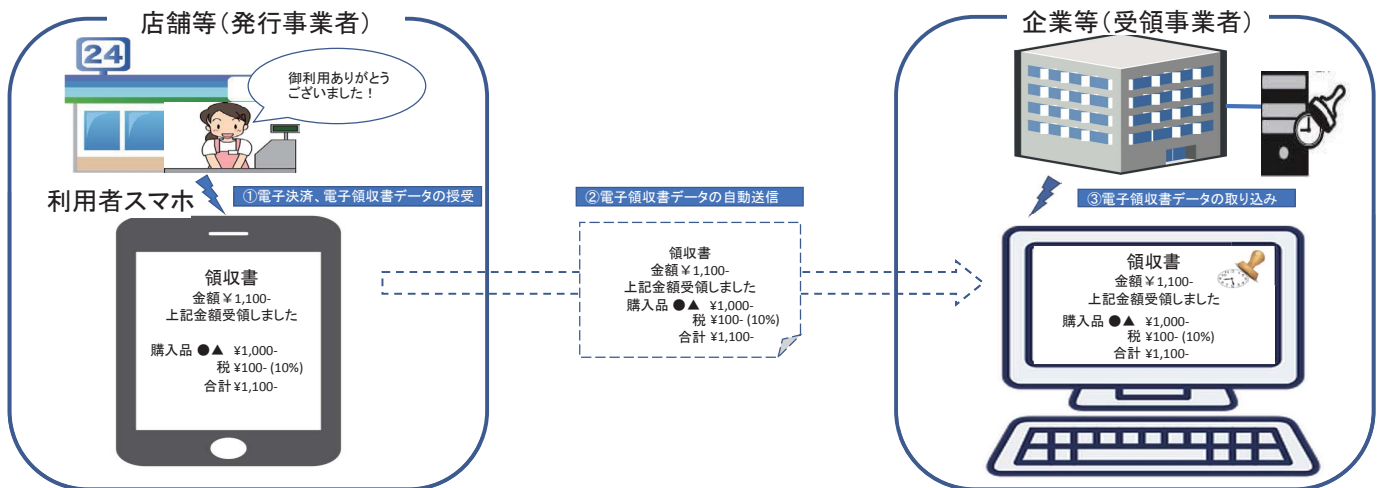


図2 立替費用のスマホによるデータ連携想定図

には決済内容の自己チェックはもちろんのこと、電子決済サービス受託事業者はセキュリティサービスの一環として利用者へ年一

回程度の利用履歴の通知を行い、取引内容のチェックを促すなど併せて行う必要があると思われます。

EM2015 プライベートクラウド・エンタープライズシステムは

QCD+S で理想的な運用を実現します。

- Q**品質の向上
- C**コストの削減
- D**納期の順守
- S**セキュリティの強化

JIS029キーボード

※信頼性と耐久性に優れた「静電容量方式(無接点)」を採用しました。
※キーの荷重が30gのため、指への負担が少なく疲れにくい設定です。

■お問い合わせは
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8
Tel.03-5645-1561 FAX.03-5645-1563
sales@hatsucoh.co.jp
http://www.hatsucoh.co.jp

株式会社 ハツコ-エレクトロニクス

平成31年度電子帳簿保存法改正について

SKJ総合税理士事務所
りゅう しん いちろう
税理士 龍 真一郎

これまで3回にわたり、書面の電子保存を税制改正にあわせてどのように保存していけば、法に即し効率的に保存することができるかを解説してきました。最終回の今回は、平成31年度税制改正大綱に係る国税関係帳簿書類の電子帳簿保存法（以下電帳法という）に基づく電子データ保存の改正事項について述べていきます。

今回の改正の最大ポイントとしては、公益社団法人による帳簿書類の電子データ化に係るソフトウェア認証を受けたソフトウェアを利用した企業等の承認申請については、承認申請書の内容が簡略化されることです。

これは税務当局が企業等の申請を促し、一層の電子化推進を図るための措置であると思われます。

については今回の改正等の内容について、上記以外の事項（予測も含む）もあわせてより具体的な解説に加え、改正に際して何がどうなる、どうすればよいか、また適用する際の留意事項等を簡記しますので、今後の参考としてください。

新規個人事業者の申請期限の緩和

新たに事業を開始した個人事業者について、その事業を開始した日から以降5月を経過する日の間に備付を開始する国税関係帳簿であるときは、事業を開始した日から2月以内に提出することができる。

（解説）

従来新たに事業を開始する個人事業者は新設法人とは異なり、国税関係帳簿書類の電子データでの保存及びスキャナ保存の適用を受けるためには、通常どおり帳簿の備付を開始する日の3ヵ月前までに申請をしなければなりませんでしたが、事業を開始した日から2ヵ月以内に申請すれば適用を受けられることとなります。

これは平成30年（2018年）度の税制改正により、2020年分以後の個人事業主の青色申告では、青色申告特別控除額として55万円（または10万円）を基本として、①電子帳簿保存法適用申請を行い、電子データで帳簿を保存しているか、もしくは②e-Taxにより電子申告をしているか、いずれかの条件を満たした者のみ65万円の控除が受けられるようになることに伴い、その

うちの①の条件をより多くの方が適用できるようにするための改正の一つであると推測されます。

承認申請手続きの緩和等（※通達等改正対応）

承認申請手続き等について、運用上、次の対応を行う。

(1) ソフトウェアの要件適合性の確認業務を行う公益社団法人による認証を受けたソフトウェアを利用する者が行う承認申請書の提出手続の簡素化を行う。

（解説）

ソフトウェアの要件適合性の確認業務を行う公益社団法人とは日本文書情報マネジメント協会（以下JIIMAという）のことであり、当該機関が帳簿書類の申請に際して納税者が利用するソフトウェアについて電帳法上のシステム要件を満たしたものであるかを確認し、認証を与えたものについては、システム要件を充足したもとして、当該システム要件を省略した簡易版の承認申請書により申請が行えることとなります。

従来承認申請を行うとする事業者は、電帳法上の保存要件を満たしているか否かについて承認申請書にその適否を全て明記し、かつその疎明補足資料等を添付したものを提出する必要がありました。

今回の改正により、具体的にはJIIMAによる認証を受けたソフトウェアであることの証としての認証番号及びソフトウェア名を簡易承認申請書に記載することにより、システム要件部分の充足状況の明記や資料添付を省略した簡易承認申請書を提出することで済み、通常の申請に比し、より簡単に申請を行うことができるようになります。

一方でソフトウェア開発ベンダーにおいては、当該認証を受けることにより、電帳法上のシステム要件を充足したソフトウェアである旨のある意味お墨付きをもらえることとなります。これはソフトウェアを新たに導入して申請を予定している事業者に対し、電帳法上のシステム要件を充足したソフトウェアであること及び簡易に申請が可能であることを認識してもらうことができますから、営業面でもアドバンテージを受けられることとなります。

さらに国税当局においても従来全国で同じソフトウェアを利用して承認申請する事業者について、従来は各国税局・税務署等

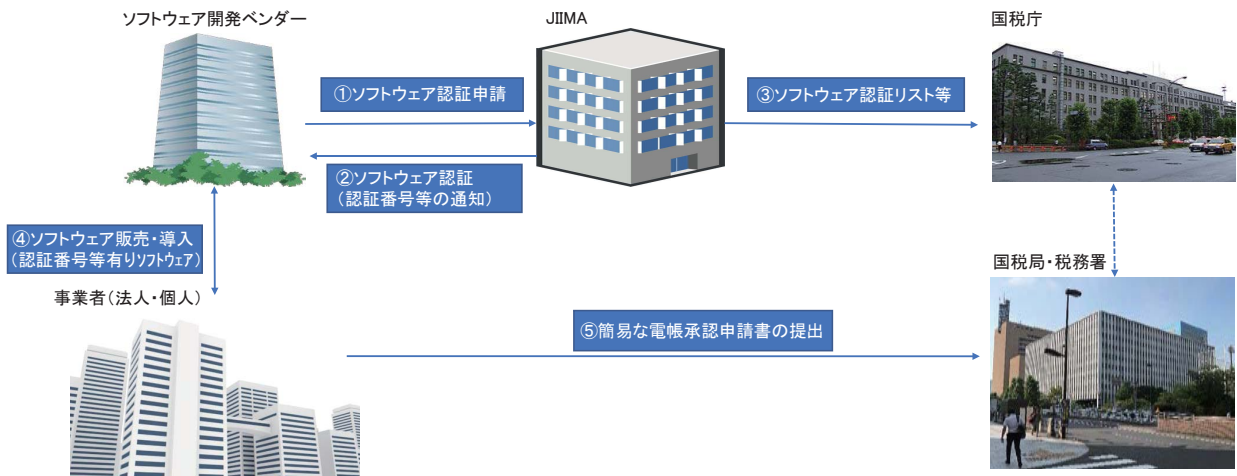


図1 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）認証制度と電帳法申請の関係

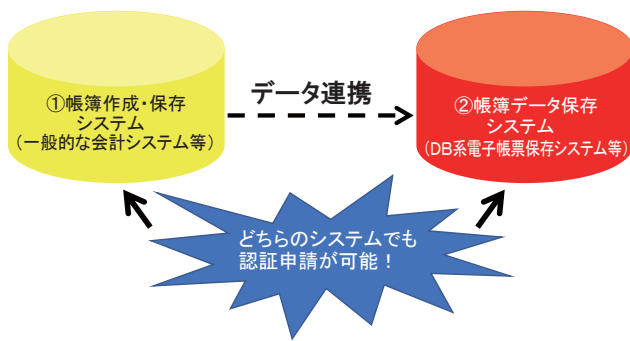


図2 電子帳簿ソフト認証申請の2パターン

で個別申請単位で審査を行っていたため、同じソフトウェアについて重複して審査を行っていたものが、利用するソフトウェアが認証ソフトウェアであることをもって、体系的な要件の充足状況の確認作業に関しては省略することが可能となり、審査業務の効率化が図れることになります。

以上のとおり、各関係者においてメリットが多い措置ではありますが、当該措置による要件の充足等はあくまで電帳法上の保存要件のうちソフトウェア単体で充足できる部分のみに限定されるものであり、当該ソフトウェアにて対応可能なもの以外の保存要件並びに法人税法等他法令において定められている保存要件の全てを充足しているものではありません。

そのため事業者はもちろんのこと、ソフトウェア開発ベンダーにおいては当該認証ソフトウェアを導入すればそれだけをもってあたかも承認申請が認められるかのような誤解を招くことがないよう配慮願います。

(2) 受託開発されるシステム等を利用する者が要件適合性を事

前に国税当局に確認できる体制を構築する等の対応を行う。
(解説)

前述(1)が主として販売用のパッケージソフトウェアをその対象としているため、自己開発ソフトウェアを利用する事業者については、JIIMAの認証を申請する可能性は低く、そのため簡易版承認申請書による申請ができないこととなります。

これを補完するため、税務行政の一環として国税局等にて自社開発システムの電帳法上の体系的な要件の充足状況を確認する体制を整えるというものです。

過年度分の重要書類に係るスキャナ保存の容認

スキャナ保存の承認を受けている者は、その承認以前に作成又は受領をした契約書・領収書等の重要書類（以下、過去分重要書類という）について、スキャナ保存する際にあらかじめ①種類、②氏名又は名称、③住所等、④法人番号、⑤基準日及び⑥その他参考となるべき事項を記載した届出書（以下、適用届出書という）を所轄税務署長等へ提出したとき（過去に適用届出書を提出した重要書類と同一の種類のもを提出していない場合に限る）は、入力期限要件（規則第三条5項一号、二号口）、適正事務処理要件のうち相互牽制及び不備報告管理体制（規則第三条5項四号イ及びハ）は必要なく、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の 절차를明らかにした書類の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。

なお、その際には書類の作成又は受領者が読み取る場合（規則三条5項二号ロ及びハ）の適用はありません。

また、適用する際の各条文の読み替え規定は以下のとおり。

規則第三条5項二号口の読み替え

当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。

- (1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間(国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。
- (2) 課税期間(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第九号(定義)に規定する課税期間をいう。)中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

規則第三条5項二号ハの読み替え

当該国税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報を保存すること。

- (1) 解像度及び階調に関する情報
- (2) 当該国税関係書類の大きさに関する情報

規則第三条5項四号の読み替え

当該国税関係書類に係る記録事項の入力に関する事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項(当該保存義務者が中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第五項(中小企業者の範囲及び用語の定義)に規定する小規模企業者である場合であって、ロに規定する検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。)に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該事務を処理すること。

ロ 当該事務に係る処理の内容を確認するための検査を行う体制及び手続

(解説)

重要書類は重要書類以外の書類(以下一般書類という)に比べ、より厳しい要件を満たしてスキャナ保存する必要がありますが、最大の違いは一般書類が過去に遡ってスキャナ保存できるのに対し、重要書類は申請による保存を開始した日以降にしか

書類のスキャナによる電子化保存ができないことでした¹。

今回の改正により、従来大量の重要書類を書面で保存し、莫大な保管・管理コストを要している事業者は過年度分の書類を電子化して保存することが可能となり、当該コストの削減等を図ることが可能となります。

ただし、上述括弧書きに「過去に適用届出書を提出した重要書類と同一の種類のもを提出していない場合に限る」とあり、適用届出書を提出した重要書類に関しては遡ってスキャンできるのは一回限りです。これは、重要書類のスキャナ保存に係る要件自体は従来から変更はなく、スキャナ入力期限も変わらず定められていることから、何度も遡って保存を認めた場合、スキャナ入力期限要件の意味がなくなってしまうため、その齟齬をなくすためのものと言えます。

また、適用にあたっては、画像ファイルと属性情報(インデックス情報)との紐付け方法等、また電子データ化による効果等について十分な検討が必要だと思われます。

さらに「スキャナ保存の承認を受けている者は～」とあるように令和元年9月30日時点でスキャナ保存の承認を受けている事業者もしくは令和元年9月30日以降にスキャナ保存の承認を受ける事業者について適用されることから、後者においては将来にわたり該当書類のスキャナ保存が求められることにも注意が必要です。

(注)新規個人事業者の申請期限の緩和と承認申請手続きの緩和は令和元年9月30日以後に行う申請承認について、過年度分の重要書類に係るスキャナ保存の容認同日以後に提出する届出書に係る重要書類について、それぞれ適用されます。

その他の電帳法通達等の改正(緩和)

今回の税制改正大綱には記載されていませんが、平成30年12月経済産業省発行の「平成31年度(2019年度)経済産業関係税制改正について」によると、今回の法令改正に合わせて以下の通達等の改正が行われることが推測されます。

(1)スキャナ保存の3日ルール等の緩和

スキャナ保存の要件となっている「入力期間要件」の緩和(「原則3(7)日」→「概ね3(7)日営業日」等)

(解説)

電帳法施行規則第三条5項二号口括弧書きにおいて、「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該書類をスキャナで読み取る場合においては、同者が署名した当該書類について特に速やかに行う必要がある」と定められています。

1 重要書類と一般書類に該当するもの及びそれぞれの保存要件の詳細については、第2回掲載分「インボイス方式導入に伴う適格請求書等の書類(紙)の電子化推奨 表2 電子帳簿保存要件一覧表(スキャナ保存独自の要件)」を参照ください。

表1 3日ルール新旧対象例

	2019年 10月4日(金)	2019年 10月5日(土)	2019年 10月6日(日)	2019年 10月7日(月)	2019年 10月8日(火)	2019年 10月9日(水)
従来の 3日ルール	書類の作成 又は受領日	(1日目)	(2日目)	スキャナ 保存期限 (3日目)		
新たな 3日ルール	書類の作成 又は受領日			(第1営業日)	(第2営業日)	スキャナ 保存期限 (第3営業日)

月のことであり、当該期間を経過後、電帳法通達4-20において“速やかに行う”とは一週間（7日）以内のことでありと定められているもの、つまり一ヵ月プラス一週間（37日）の業務サイクル期限のものについても入力期限が緩和さ

ここで言う“特に速やか”とは、電帳法通達4-23において、国税関係書類の作成又は受領後“3日以内”と取り扱われてきました。

この3日とは土日を含むため、やむを得ない理由がある場合を除き、例えば金曜日に作成又は受領した際は翌週の月曜日までに処理を完結しなければならず、当該入力期限を採用・運用する際のネックとなっていました。

そこで今回の改正に合わせて3日の取扱いについて、作成又は受領して“3営業日以内”に緩和する措置が取られることとなりそうです。

これにより、土日はカウントされることなく、前述の例に当てはめた場合、金曜日に作成又は受領した書類は翌週の水曜日までに処理を完結すれば良いこととなります（表1参照）。

また、電帳法施行規則第三条5項一号イにおいて“国税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと”と定められ、かつ電帳法通達4-20において“速やかに行う”とは一週間（7日）以内と定められているものについても“7営業日以内”に緩和されることとなります。

さらに“営業日カウント”の概念を入力期限があるもの全てに適用させた場合、電帳法施行規則第三条5項一号ロにおいて“当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと”と定められ、電帳法通達4-21において“業務処理に係る通常の期間”とは一ヵ

れる可能性があると思われます。

(2) 定期検査周期の緩和

スキャナ保存の要件となっている「定期検査要件」の緩和（1年で全事業所を定期検査→数年で全事業所を定期検査）

（解説）

国税庁発行の「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」の間49において、定期検査の周期については、最低限年一回以上の検査を行う必要がある旨が示されています。

しかしながら、数年にわたる周期計画に基づき各部署の会計監査を定期的実施している事業者にとっては、別途定期検査を実施するよりも当該監査の一環として（当該監査項目に組み込んで）定期検査を行うことの方が効率的な場合もあります。その場合、年度末において定期検査の未実施部署が残ることとなり、「年一回以上の定期検査」ができていないこととなります。

そこで今回の改正において、数年周期で定期検査を行うことが可能となることにより、複数年計画の会計監査等の周期に合わせられ、定期検査と会計監査等との周期の齟齬をなくすことができそうです。

なお、当然のことですが、定期検査の未実施部署分のスキャナ保存データに係る証憑原本（紙）については、定期検査が完了するまでの間、破棄はできません。

【参考法令等】

電帳法3条5項二号ロ

（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

法第四条第一項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

5 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合

にあつては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに）、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。

電帳法 通達4-23（現行）

（特に速やかに行うことの意義）

規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「特に速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後3日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。